令和　　年　　月　　日

仮設建築物の構造耐力関係規定に関する報告書

名古屋市長　様

（　）建築士（　　）登録　第　　　　　　号

構造設計一級建築士　交付番号　第　　　　号

氏名

法第85条第6項に基づく仮設建築物の許可を受けるにあたり、構造耐力関係規定の緩和適用について報告します。緩和適用しない構造耐力関係規定については、建築基準法に適合していることを確認しています。

１ 建築物概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 構造種別 | （　　　　　）造 | 階数 | （　 　　） |
| 建築面積 | （　　　　　）㎡ | 延べ面積 | （　　　　　）㎡ |
| 最高高さ | （　　　　　）m | 最高軒高 | （　　　　　）m |
| 用途 | （　　　　　　　　） |
| 法6条区分 | 法6条1項（一号・二号・三号）←該当する号を○で囲む |
| 法20条区分 | 法20条1項（一号・二号・三号・四号）←該当する号を○で囲む |

２ 構造耐力関係規定の緩和の適用

|  |  |
| --- | --- |
| 適用除外となる規定 | 緩和を適用の有無（いずれかに☑） |
| 材料 | 法37条（建築材料の品質）※構造耐力上主要な部分に限る | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 令37条（構造部材の耐久性） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 木造 | 令46条（構造耐力上必要な軸組等） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 令49条（外壁内部等の防腐措置） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 鉄骨造 | 令67条（接合） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 令70条（柱の防火被覆） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 構造計算 | 令3章8節（構造計算） | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 基礎※１ | 令38条 告示1347号第1 5項五号の除外規定 | □ 適用あり　□ 適用なし |
| 柱脚※２ | 令66条 告示1456号 2項一号の除外規定 | □ 適用あり　□ 適用なし |

　　　※１ 法6条1項一号・二号（木造建築物は階数≧３、延べ面積＞300㎡又は高さ＞16ｍに
限る。）建築物には緩和適用できません。

　　　※２ 法6条1項一号・二号建築物には緩和適用できません。

↓次頁に続く

３ 緩和適用する規定の安全上の措置

以下の表は、緩和を適用する規定がある場合に限り記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緩和適用する規定 | 安全上の措置等 | 該当図面頁 |
|  |  |  |
|  |  |  |

４ 材料の再利用

材料の再利用（構造耐力上主要な部分に限る）　　□　あり　□　なし

以下の表は、材料の再利用をする場合に限り記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 再利用する部材・材料 | 材料の管理や安全上の確認方法 |
|  |  |
|  |  |

（作成上の注意事項）

１．原則、構造棟ごとに作成してください。ただし、規模・形状・構造・緩和項目が同様のものはまとめて作成してください。複数棟ある場合は配置図等を添付し各棟を識別できるようにしてください。

２．構造設計一級建築士の関与が必要な建築物については構造設計一級建築士の氏名を記載してください。

３．緩和を適用する規定の該当図面中の該当部分については、その部分を朱書きにするなどして明示してください。

４．「緩和を適用する規定の安全上の措置」について

① 令第3章第8節の緩和適用する場合は具体的な該当条項などを記載してください。

② 「安全上の措置等」については以下の例を参考にしてください。

（用途・規模・使用期間などを考慮し、安全上の措置の内容が適切でないと判断される場合、緩和の適用が認められないことがありますのでご注意ください。）

・期限付き建築物設計指針（日本建築学会）に準じた設計とする。

　　・設置時期を考慮して積雪荷重を見込まない。

　　・設置時期を考慮した風荷重とする。設計以上の暴風がくることが予報されているときは撤去などの代替措置をする。

・建築基準法で規定されていない材料について、他の法令・JIS・実験などにより強度等が担保されている材料を使用する。

③ 必要に応じて表の列を追加してください。

５．「材料の再利用」について

① 「再利用する部材・材料」は、柱・梁・ボルトなどの具体的な部材・材料名を記載してください

②「材料の管理や安全上の確認方法」は、ボルトの強度確認方法など具体的に記載してください。

６．構造耐力関係規定について、本許可では、原則、緩和適用する規定の安全上の措置が安全上支障ないことを認めるものであるため、緩和適用しない規定の適合性については設計者の責任において確認してください。